

令和6年給与勧告・報告のポイント①

▼月例給 （勧告） 令和6年4月1日から実施

本市職員と民間の事務・技術関係の職に従事する者について、役職段階、学歴、年齢の条件が同等と認められる者の相互の本年4月分の給与を比較

民間給与との較差 **10,941円(2.81%)**

➡当該較差を解消するよう、給料表を引上げ改定

民間の給与（A）	職員の給与（B）	較差（A）－（B）
400,299円	389,358円	10,941円（2.81%）

- ・ 若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象として本市の実情に適合するように引上げ
- ・ 特に、初任給については、人材確保の観点から、市内民間事業所並びに国及び他の地方公共団体の水準を考慮して引上げ

▼期末手当及び勤勉手当 （勧告） 条例公布の日から実施

0.10月分引上げ(**4.50月分→4.60月分**)

期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.05月分ずつ均等に配分

令和6年給与勧告・報告のポイント②

▼社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)

▶ 扶養手当 勧告 令和7年4月1日から実施

国における制度の見直しを考慮して、段階的に配偶者に係る扶養手当の廃止及び子に係る手当額を引上げ

(参考)人事院勧告の内容

扶養親族		現行	令和7年度	令和8年度
配偶者	行(一)7級以下	6,500円	3,000円	廃止
	行(一)8級	3,500円	廃止	
子(1人当たり)		10,000円	11,500円	13,000円

▶ 通勤手当及び単身赴任手当 勧告 令和7年4月1日から実施

国における制度の見直しを考慮して、通勤手当の支給限度額の引上げ並びに通勤手当及び単身赴任手当の支給要件を拡大

(参考)人事院勧告の内容

通勤手当の手当額を大きく引上げ

- ▶ 支給限度額を15万円に引上げ
- ▶ 新幹線等の特別料金も支給限度額の範囲内で全額支給

通勤手当・単身赴任手当の支給要件を拡大

- ▶ 採用時から新幹線等に係る通勤手当や単身赴任手当の支給を可能に
- ▶ 育児、介護等の事情により転居した職員にも新幹線等に係る通勤手当の支給を可能に

▶ 地域手当 報告

国や他の地方公共団体の今後の動向を注視しつつ、本市の実情や民間給与との比較結果を踏まえ対応を検討していくことが必要

▼公務運営における課題 報告

本市における公務運営上の諸課題について、次の5つの観点から整理し、任命権者及び本委員会において取り組むべき事項について報告

人材の確保

- ・試験制度の見直し
- ・公務の魅力発信強化

人材の育成・活用

- ・人材育成
- ・昇任意欲の醸成
- ・主任級制度・推薦型昇任制度の活用
- ・高齢層職員の活用

職員の意欲や組織パフォーマンスの向上に資する給与制度の検討

- ・昇任意欲や組織パフォーマンスの向上に資する給与制度の検討

勤務環境の整備

- ・長時間労働の是正
- ・多様で柔軟な働き方
- ・職員のメンタルヘルス対策
- ・仕事と生活の両立支援の拡充

公務員倫理

- ・職員の不祥事に係る服務規律の確保
- ・ハラスメントの防止